

2017年9月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1  
イオンリート投資法人  
代表者名 執行役員 塩崎康男  
(コード:3292)

資産運用会社名  
イオン・リートマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塩崎康男  
問合せ先 専務取締役兼財務企画部長 塚原啓仁  
(TEL. 03-5283-6360)

### 資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

イオンリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本投資法人が資産運用を委託しているイオン・リートマネジメント株式会社との間に2012年12月3日付で締結した資産運用委託契約(その後の変更を含み、以下「本契約」といいます。)に関し、本日、2017年10月16日に開催される本投資法人の投資主総会での規約の一部変更に係る議案の承認可決を停止条件として、下記の内容の変更契約を締結することを決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 主な変更契約の内容及び変更理由

- (1) 運用報酬の上限及び運用報酬Ⅰに関する基準について、それらの金額の計算式を明記し、計算方法の明確化を図るための変更を行うものです。
- (2) 運用報酬Ⅰに関する基準について、本投資法人の直前の営業期間の決算期(以下、本(2)において「基準決算期①」といいます。)以前に到来する当該海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの(以下、本(2)において「直近決算期」といいます。)に係る監査済財務諸表を原則としつつも、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期①までの間に、より新しい監査済財務諸表が臨時に作成されている場合には当該臨時監査済財務諸表を海外不動産保有法人の総資産額の算定の基礎とするために、必要な文言の追加・修正を行うものです。
- (3) 運用報酬Ⅱに関する基準について、本投資法人の営業期間の決算期(以下、本(3)において「基準決算期②」といいます。)以前に到来する当該海外不動産保有法人の決算期のうち直近のもの(以下、本(3)において「直近決算期」といいます。)に係る監査済財務諸表を原則としつつも、当該海外不動産保有法人において、直近決算期から基準決算期②までの間に、より新しい監査済財務諸表が臨時に作成されている場合には、当該臨時監査済財務諸表を海外不動産保有法人の邦貨建て不動産賃貸収益及び不動産賃貸費用の金額の算定の基礎とするために、必要な文言の追加・修正を行うものです。
- (4) その他、2017年3月に一般社団法人投資信託協会の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則が改正され、同規則における不動産等の定義等に係る規定に一定の海外不動産保有法人の株式又は出資が追加されたことに伴い、必要な文言の追加・修正を行うものです。上記のほか、変更後の規約の規定と平仄を合わせるため、及び字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

(規約の一部変更の詳細に関しては、2017年8月30日付「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。)

2. 変更契約締結予定日

2017年10月16日

3. 今後の見通し

本件による本投資法人の第10期（2018年1月期）及び第11期（2018年7月期）の運用状況への影響はなく、運用状況の予想に変更はありません。

4. その他

本変更に伴い必要となる、関連法令に基づく届出等の手続きを速やかに行う予定です。

以上

\* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.aeon-jreit.co.jp/>